

答申書

第1 審査会の結論

令和3年5月6日付けの令和3年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分に対する審査請求については、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 令和3年度固定資産税・都市計画税納税通知書 以下「令和3年度納税通知書」という。)のうち令和3年度固定資産税・都市計画税課税明細書(以下「令和3年度課税明細書」という。)に記載されている前年度の課税標準額が、令和2年度固定資産税・都市計画税納税通知書(以下「令和2年度納税通知書」という。)のうち令和2年度固定資産税・都市計画税課税明細書(以下「令和2年度課税明細書」という。)に記載されている課税標準額と違っている。
- (2) 審査請求人は、上記(1)の件を十和田市に照会したが、明確な回答を得られなかった。
- (3) 課税標準額の違いを指摘しているのに対して、令和3年度課税明細書には再発行できない旨の記載があることから、行政が発送する書類は信用できず、このような書類に対して納税することはできない。

2 処分庁の主張

(1) 審査請求人の主張(1)について

宅地等に係る固定資産について、令和3年度の本来的課税標準額が、令和2年度の課税標準額を超える場合は、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額に据置く特例があることから、令和3年度の本来的課税標準額と令和2年度の課税標準額(令和3年度宅地等調整固定資産税(都市計画税)の課税標準額)を比較する必要がある。

一方、評価替えに併せて、令和3年度から、課税標準額の算出の過程における端数処理の方法の見直しを行った。そのため、上記の特例の適用の有無を確認するため、令和2年度の課税標準額についても見直し後の端数処理の方法によって算出した。そのため、令和3年度納税通知書記載の令和2年度課税標準額と、令和2年度納税通知書記載の令和2年度課税標準額が異なっている。

審査請求人に係る令和3年度の課税標準額と令和2年度の課税標準額を比較し、上記の特例の適用の有無を確認したが、本件各土地に係る令和3年度の固定資産税及び都市計画税については、当該特例の適用はなかったことから、令和3年度の本来的課税標準額から算出した固定資産税及び都市計画税を、審査請求人の税額として決定しており、賦課決定処分は適正に行われている。

(2) 審査請求人の主張(2)について

審査請求人の主張(2)に対しては、主張はなされていない。

(3) 審査請求人の主張(3)について

令和3年度課税明細書にある「再発行できない」旨の記載は、同様のものを再発行することができないことを知らせるとどまるものであり、課税明細書に誤りが認められた場合に正しく修正した課税明細書を交付することまでも妨げる趣旨のものではない。

(4) 結論

令和3年5月6日付けで審査請求人に対して行った令和3年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分は適正であり、本件審査請求には理由がない。

第3 審理員意見書の要旨

(1) 審査請求人の主張(1)について

令和3年度の本来的固定資産税及び都市計画税の課税標準額は、算出方法等を含めて誤り等は認められず、これらの課税標準額が令和3年度課税明細書に令和3年度の課税標準額として記載されている。

また、令和3年度納税通知書記載の令和3年度の課税標準額は、令和3年度納税通知書記載の令和2年度の課税標準額及び令和2年度納税通知書記載の令和2年度の課税標準額のいずれと比較しても低い額となっており、令和2年度の課税標準額は令和3年度の課税標準額に対してその額を変動させるような影響を及ぼしていない。

よって、令和3年度納税通知書に記載されている令和2年度の課税標準額と令和2年度納税通知書に記載されている令和2年度の課税標準額との相違を理由とする審査請求人の主張は採用することができず、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(2) 審査請求人の主張(2)について

地方税法、十和田市税条例及び十和田市都市計画税条例においては、固定資産税や都市計画税を含む地方税の賦課徴収に関して、納税義務者は処分庁や地方団体に対して照会することができ、当該照会に対して処分庁や地方団体は応答しなければならないといった権利義務を生じさせるような規定は見当たらない。

このことからすれば、審査請求人による十和田市長への照会というのは、来庁しての窓口でのやりとりや、疑問点を記した書面の送付など、あくまで任意のものであると考えられるところ、本件処分のようないわゆる行政処分が、法律や条例に基づかない任意の行為が原因となって取消しとなることは通常考えられない。

したがって、審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

(3) 審査請求人の主張(3)について

令和3年度納税通知書には、審査請求人に係る令和3年度の固定資産税及び都市計画税について、地方税法第1条第1項第6号及び第13条第1項所定の記載事項が全て記載されており、審査請求人は、令和3年度納税通知書を令和3年5月7日に受領し、本件処分に係る納付の告知も適正になされている。

したがって、令和3年度納税通知書により本件処分は適正に行われており、その信用性が否定されるような事情は見受けられず、違法又は不当な点は認められない。

よって、審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

(4) 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年4月18日 諮問書の受理
令和4年8月5日 第1回調査審議
令和4年11月4日 第2回調査審議
令和5年2月8日 第3回調査審議

第5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人の主張(1)について

令和3年度の本来の固定資産税及び都市計画税の課税標準額については、算出方法等に誤り等は認められない。また、令和3年度課税明細書及び令和2年度課税明細書に記載された本件各土地の課税標準額は以下のとおりである。

① 令和3年度課税明細書記載の令和3年度の課税標準額

本件土地 1	固定資産税	〇〇〇〇〇円
	都市計画税	〇〇〇〇〇円
本件土地 2	固定資産税	〇〇〇〇〇円
	都市計画税	〇〇〇〇〇円
本件土地 3	固定資産税	〇〇〇〇〇円
	都市計画税	〇〇〇〇〇円

② 令和 3 年度課税明細書記載の令和 2 年度の課税標準額

本件土地 1	固定資産税	〇〇〇〇〇円
	都市計画税	〇〇〇〇〇円
本件土地 2	固定資産税	〇〇〇〇〇円
	都市計画税	〇〇〇〇〇円
本件土地 3	固定資産税	〇〇〇〇〇円
	都市計画税	〇〇〇〇〇円

③ 令和 2 年度課税明細書記載の令和 2 年度の課税標準額

本件土地 1	固定資産税	〇〇〇〇〇円
	都市計画税	〇〇〇〇〇円
本件土地 2	固定資産税	〇〇〇〇〇円
	都市計画税	〇〇〇〇〇円
本件土地 3	固定資産税	〇〇〇〇〇円
	都市計画税	〇〇〇〇〇円

上記のとおり、令和 3 年度課税明細書記載の令和 3 年度の課税標準額（上記①）は、令和 3 年度課税明細書記載の令和 2 年度の課税標準額（上記②）及び令和 2 年度課税明細書記載の令和 2 年度の課税標準額（上記③）のいずれと比較しても低い額であり、令和 2 年度の課税標準額は令和 3 年度の課税標準額に対して影響を及ぼしていない。

よって、令和 3 年度課税明細書に記載されている令和 2 年度の課税標準額と令和 2 年度課税明細書に記載されている令和 2 年度の課税標準額との相違を理由とする審査請求人の主張は採用することができず、本件処分には違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がない。

(2) 審査請求人の主張(2)について

地方税法、十和田市税条例及び十和田市都市計画税条例においては、固定資産税や都市計画税を含む地方税の賦課徴収に関して、納税義務者は処分庁や地方団体に対して照会することができ、当該照会に対して処分庁や地方団体は応答しなければならないといった権利義務を生じさせるような規定は見当たらず（もちろんそれにより一切の説明責任が免れるということではないが）、本件処分のような行政処分が、法律や条例に基づかない任意の行為が原因となって取消しとなること

は考えられない。

したがって、審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

なお、処分庁が審理員に対して提出した弁明書では、審査請求人の主張(2)に対する主張がなされていなかったため、当審査会から処分庁に対して照会したところ、

令和3年5月31日に審査請求人が来庁し、令和3年度課税明細書に記載されている前年度の課税標準額が、令和2年度課税明細書に記載されている課税標準額と違っているとの問い合わせがあったため、同年6月7日に説明資料を送付し、その後も審査請求人からの問い合わせに対して、同年6月15日及び25日に説明資料を審査請求人の自宅に届けた旨の回答があった。このことから、処分庁は、審査請求人からの照会に対して、課税標準額が異なっている理由等について、適宜説明を行っていることが認められる。

(3) 審査請求人の主張(3)について

地方税法第1条第1項第6号は、納税通知書には、納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載するべき旨を定めている。

また、地方税法第13条第1項は、地方団体の長は、納税者から地方団体の徴収金を徴収しようとするときは、当該納税者に対し、文書により納付の告知をしなければならず、当該文書には、同法に特別の定めがある場合のほか、その納付すべき金額、納付の期限及び納付の場所その他必要な事項を記載するものとする旨を定めている。

令和3年度納税通知書には、審査請求人に係る令和3年度の固定資産税及び都市計画税について、地方税法第1条第1項第6号及び第13条第1項所定の記載事項が全て記載されている。そして、審査請求人は、令和3年度納税通知書を令和3年5月7日に受領しているのであるから、審査請求人に対する本件処分に係る納付の告知も適正になされている。

したがって、令和3年度納税通知書により本件処分は適正に行われており、その信用性が否定されるような事情も見受けられず、違法又は不当な点は認められない。

よって、審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

(4) 結論

上記(1)～(3)のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請

求には理由がないから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきものである。

令和5年2月22日

十和田市行政不服審査会

会長 花生 耕子

委員 畑山 幸博

委員 中居 雅俊